

## JR東日本グループ コンプライアンス相談窓口のお知らせ

JR東日本グループでは公益通報者保護法の趣旨に基づき、コンプライアンス相談窓口を運営しております。

この窓口は、JR東日本グループで働く方が、JR東日本グループ内で「法令遵守や企業倫理に反する行動や反する恐れのある行為を認識したとき」に相談・通報することができる窓口ですが、JR東日本グループと取引関係のある会社で働く方が、JR東日本グループ内で公益通報者保護法第2条第3項に規定する「通報対象事実」を認識したときにも、相談・通報することができます。

ご利用の際には3ページ目の公益通報用紙に必要事項を記載の上、以下の連絡先までご送付ください。

〒151-8578

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

東日本旅客鉄道株式会社

コンプライアンス相談窓口

また、株式会社JR中央ラインモールにも通報窓口を設置しております。公益通報用紙を以下の連絡先までご送付ください。

〒184-0004

東京都小金井市本町 1-18-10

小金井本町ビル5階

株式会社JR中央ラインモール

業務推進本部内

コンプライアンス相談窓口

なお、この窓口を利用したことにより、JR東日本グループから不利益な取扱いを受けることはありません。

J R 東日本グループ公益通報用紙

通報者氏名		所属会社名	
JR 東日本グループとの関係	例)JR 東日本総務部との清掃作業委託契約		
調査希望	有 ・ 無	報告希望	有 ・ 無
報告を希望する場合の連絡先			
通報内容			
処理欄			

太線内については必須事項です。処理欄には何も記入しないで下さい。  
 記載された個人情報は通報の処理のために利用します。  
 記載された個人情報は調査過程で必要な場合に、関係箇所に提供されることがあります。  
 公益通報を行ったことにより J R 東日本グループより不利益な取扱いを受けることはありません。